

第8号議案 横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
について

【変更の概要】

1 変更のポイント

○成田空港の更なる機能強化等を踏まえた新たな土地利用の方針の位置付け  
成田空港の更なる機能強化等の社会情勢の変化を踏まえ、計画的な業務機能等の形成を図るとともに生活環境に配慮するため、関連する都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針の変更を行う。

2 主な変更内容

○土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

・主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区については、複合拠点として、地域特性を踏まえた商業・業務施設が集積する土地利用を図る。

沿岸地区については、未利用の公有地を活用し、観光振興・雇用促進・経済発展のための土地利用を図る。

(工業地)

銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区については、複合拠点として、インターチェンジへの近接性を生かし、周辺環境と調和した工業系の土地利用を図る。

(住宅地)

航空機騒音障害防止地区に指定している住宅地については、現状の生活環境に配慮し、住環境の保全に努める。

○都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

・交通施設の都市計画の決定の方針

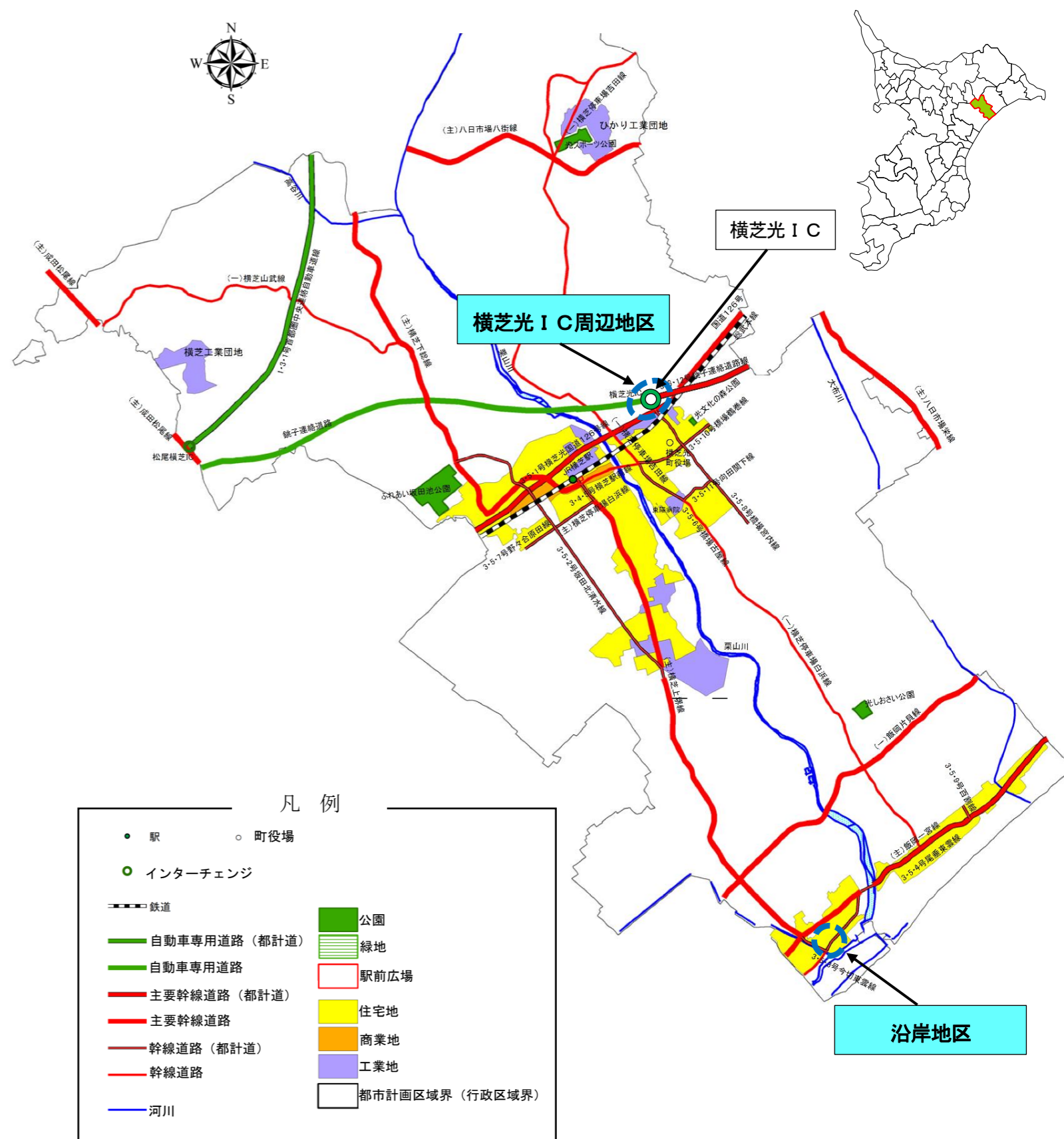
都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線

圏央道と銚子方面を広域的に結ぶ路線であり、早期整備を促進する。

3 その他の変更

- ・「第2次横芝光町総合計画」(平成30年3月策定)等の見直しを踏まえた変更
- ・都市施設の整備状況等を踏まえた時点修正

4 参考図



【横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更】

新旧対照表抜粋

新	旧
<p>1. 都市計画の目標</p> <p>2) 地域毎の市街地像</p> <p>② 中央地域については、横芝駅を中心として国道126号沿道等に市街地が形成され、居住や行政機能、商業・業務機能が集積し、本区域の都市拠点を担う地域となっており、引き続き、都市機能の充実と<u>新たな</u>居住環境の形成を図る地域とする。</p> <p>また、横芝光インターチェンジに近接する地区は、広域的なアクセス性を生かし、<u>複合的な土地利用により、産業及び観光の振興</u>を図る。</p>	<p>1. 都市計画の目標</p> <p>2) 地域毎の市街地像</p> <p>② 中央地域については、横芝駅を中心として国道126号沿道等に市街地が形成され、居住や行政機能、商業・業務機能が集積し、本区域の都市拠点を担う地域となっており、引き続き、都市機能の充実と<u>良好な</u>居住環境の形成を図る地域とする。</p> <p>また、横芝光インターチェンジに近接する地区は、広域的なアクセス性を生かし、<u>物流等の産業集積</u>を図る。</p>
<p>3. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>a 商業・業務地</p> <p><u>エ. 銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区</u>  <u>複合拠点として、地域特性を踏まえた商業・業務施設が集積する土地利用を図る。</u></p> <p><u>オ. 沿岸地区</u>  <u>未利用の公有地を活用し、観光振興・雇用促進・経済発展のための土地利用を図る。</u></p> <p>b 工業地</p> <p><u>イ. 銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区</u>  <u>複合拠点として、インターチェンジへの近接性を生かし、周辺環境と調和した工業系の土地利用を図る。</u></p> <p>d 住宅地</p> <p>ウ. 古川地区、栗山地区の一部及び横芝小学校周辺地区          田園集落や自然に囲まれた、戸建て住宅を主体として<u>周辺環境と調和した</u>住宅地として配置する。</p> <p>エ. 栗山地区          戸建て住宅、中小工場が混在して立地している地区であるが、さらなる用途混在を防ぐなどし、住環境の<u>保全</u>・形成を図る。</p> <p><u>特に、航空機騒音障害防止地区に指定している住宅地については、現状の生活環境に配慮し、住環境の保全に努める。</u></p> <p>3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>b 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p><u>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</u>  <u>圏央道と銚子方面とを広域的に結ぶ路線であり、早期整備を促進する。</u></p>	<p>3. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>a 商業・業務地</p> <p>※新規</p> <p>b 工業地</p> <p>※新規</p> <p>d 住宅地</p> <p>ウ. 古川地区、栗山地区の一部及び横芝小学校周辺地区          田園集落や自然に囲まれ、戸建て住宅を主体として<u>良好な住環境を有する</u>住宅地として配置する。</p> <p>エ. 栗山地区          戸建て住宅、中小工場が混在して立地している地区であるが、さらなる用途混在を防ぐなどし、<u>良好な住環境の形成</u>を図る。</p> <p>※新規</p> <p>3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>b 主要な施設の配置の方針</p> <p>ア. 道路</p> <p>※新規</p>

新

旧

横芝光都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和 年 月 日

千葉県

横芝光都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千葉県

新

横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

旧

横芝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

横芝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更し、以下のとおりとする。

新	旧
目 次	目 次
1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
① 千葉県の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	① 千葉県の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
② 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	② 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 4	2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・ 4
1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	1) 都市づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
① 集約型都市構造に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	① 集約型都市構造に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 5	② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 5
③ 都市の防災及び減災に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	③ 都市の防災及び減災に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
④ 低炭素型都市づくりに関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	④ 低炭素型都市づくりに関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
① 主要用途の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	① 主要用途の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・ 8	② 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・ 8
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 10	3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 10
① 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	① 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 15	4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・ 15
① 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	① 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
② 主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	② 主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	③ 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

#### ① 千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市づくりの基本理念

#### ① 千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

新

② 本区域の基本理念

本区域は、県都千葉市の東方約40km、成田国際空港のある成田市の南方約20km、首都東京の東方約70kmにあり、東は匝瑳市、西は山武市に、北は多古町、芝山町に隣接し、南は太平洋に面している。

海、里、丘陵、そしてそれらをつなぐ栗山川といった変化に富む自然環境に恵まれ、首都圏における海洋レクリエーション地、農産物供給地としての機能を担ってきた。平成10年、千葉東金道路二期（東金インターチェンジ～松尾横芝インターチェンジ間）が延伸開通し、平成14年に成田国際空港暫定平行滑走路が、平成18年には銚子連絡道路（松尾横芝インターチェンジ～横芝光インターチェンジ間）が供用開始され、今後さらに、圏央道や銚子連絡道路の整備に伴い、新たな都市機能の立地を図っていく必要がある。

海・川・田園という都市部では得難い豊かな自然環境が残されている本区域は、これらの資源を活用したスポーツ・レクリエーション空間を整備・創出することにより、都市部との交流・連携による地域活性化が期待される。

また、今後の圏央道の整備進展や成田空港の更なる機能強化に伴い、新たな産業機能の形成が進むことも期待されている。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 栗山川を中心として一体性があり、人・自然・文化が共生し、都市拠点を中心とした集約型の都市づくり
  - ・本区域の中心にあり古くから地域の人々の暮らし（生活や産業）の基盤であった栗山川について、本区域のシンボルとして一体性（感）を醸成する都市づくり
  - ・横芝駅周辺地区、役場や東陽病院周辺地区の地域を本区域の中心市街地（都市拠点）として育成する集約型都市づくり
- 新たな産業地の形成と、農業振興と連携した地域振興等による活力ある都市づくり
  - ・成田国際空港への近接性や圏央道・銚子連絡道路により向上した広域ネットワークを生かし、新しい産業の誘致により活性化を図る都市づくり
  - ・地域の豊かな自然・歴史・文化遺産、農畜産物等の地域資源を生かした農業振興と連携した観光等地域産業の振興や、農業と観光と商業の連携促進等による持続可能な活力ある都市づくり

旧

② 本区域の基本理念

本区域は、県都千葉市の東方約40km、成田国際空港のある成田市の南方約20km、首都東京の東方約70kmにあり、東は匝瑳市、西は山武市に、北は多古町、芝山町に隣接し、南は太平洋に面している。

海、里、丘陵、そしてそれらをつなぐ栗山川といった変化に富む自然環境に恵まれ、首都圏における海洋レクリエーション地、農産物供給地としての機能を担ってきた。平成10年、千葉東金道路二期（東金インターチェンジ～松尾横芝インターチェンジ間）が延伸開通し、平成14年に成田国際空港暫定平行滑走路が、平成18年には銚子連絡道路（松尾横芝インターチェンジ～横芝光インターチェンジ間）が供用開始され、今後さらに、圏央道や銚子連絡道路の整備に伴い、新たな都市機能の立地を図っていく必要がある。

海・川・田園という都市部では得難い豊かな自然環境が残されている本区域は、これらの資源を活用したスポーツ・レクリエーション空間を整備・創出することにより、都市部との交流・連携による地域活性化が期待される。

また、交通体系等の形成に併せて物流機能、研究開発機能等の集積を図ることが期待されている。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 栗山川を中心として一体性があり、人・自然・文化が共生し、都市拠点を中心とした集約型の都市づくり
  - ・本区域の中心にあり古くから地域の人々の暮らし（生活や産業）の基盤であった栗山川について、本区域のシンボルとして一体性（感）を醸成する都市づくり
  - ・横芝駅周辺地区、役場や東陽病院周辺地区の地域を本区域の中心市街地（都市拠点）として育成する集約型都市づくり
- 新たな産業地の形成と、農業振興と連携した地域振興等による活力ある都市づくり
  - ・成田国際空港への近接性や圏央道・銚子連絡道路により向上した広域ネットワークを生かし、新しい産業の誘致により活性化を図る都市づくり
  - ・地域の豊かな自然・歴史・文化遺産、農畜産物等の地域資源を生かした農業振興と連携した観光等地域産業の振興や、農業と観光と商業の連携促進等による持続可能な活力ある都市づくり

新	旧
<p>●安全安心して快適に暮らし続けられる人にやさしい協働の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の住民の生活を支援する施設（コミュニティ機能、保健福祉医療機能、子育て機能、身近な商業機能等）を充実し、快適に暮らし続けられる都市づくり</li> <li>・公共交通の維持・充実による誰もが生活支援施設のサービスを楽しむ人にやさしい都市づくり</li> <li>・災害発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるとともに、災害発生後への対応を図る災害に強い安全な都市づくり</li> <li>・誰もが安心して快適に暮らしていくために、住民・事業者・行政が連携し地域全体が支え合う協働の都市づくり</li> </ul> <p>2) 地域毎の市街地像</p> <p>① 北部地域については、圏央道・松尾横芝インターチェンジと銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺に横芝工業団地とひかり工業団地の2つの工業団地が整備され、本区域の産業拠点を担う地域であり、引き続き、自然環境との調和に配慮しながら地域の活性化に寄与する産業集積を図る。</p> <p>② 中央地域については、横芝駅を中心として国道126号沿道等に市街地が形成され、居住や行政機能、商業・業務機能が集積し、本区域の都市拠点を担う地域となっており、引き続き、都市機能の充実と新たな居住環境の形成を図る地域とする。</p> <p>また、横芝光インターチェンジに近接する地区は、広域的なアクセス性を生かし、複合的な土地利用により、産業及び観光の振興を図る。</p> <p>③ 南部地域については、広大な農地と海岸に挟まれ主要地方道飯岡一宮線沿線に住宅地が形成されている地域であり、ゆとりある田園風景や美しい海浜部の景観を生かし、これらと調和したゆとりある住宅地と別荘地、観光商業・レクリエーション施設の集積により観光振興を図る。</p>	<p>●安全安心して快適に暮らし続けられる人にやさしい協働の都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域の住民の生活を支援する施設（コミュニティ機能、保健福祉医療機能、子育て機能、身近な商業機能等）を充実し、快適に暮らし続けられる都市づくり</li> <li>・公共交通の維持・充実による誰もが生活支援施設のサービスを楽しむ人にやさしい都市づくり</li> <li>・災害発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるとともに、災害発生後への対応を図る災害に強い安全な都市づくり</li> <li>・誰もが安心して快適に暮らしていくために、住民・事業者・行政が連携し地域全体が支え合う協働の都市づくり</li> </ul> <p>2) 地域毎の市街地像</p> <p>① 北部地域については、圏央道・松尾横芝インターチェンジと銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺に横芝工業団地とひかり工業団地の2つの工業団地が整備され、本区域の産業拠点を担う地域であり、引き続き、自然環境との調和に配慮しながら地域の活性化に寄与する産業集積を図る。</p> <p>② 中央地域については、横芝駅を中心として国道126号沿道等に市街地が形成され、居住や行政機能、商業・業務機能が集積し、本区域の都市拠点を担う地域となっており、引き続き、都市機能の充実と良好な居住環境の形成を図る地域とする。</p> <p>また、横芝光インターチェンジに近接する地区は、広域的なアクセス性を生かし、物流等の産業集積を図る。</p> <p>③ 南部地域については、広大な農地と海岸に挟まれ主要地方道飯岡一宮線沿線に住宅地が形成されている地域であり、ゆとりある田園風景や美しい海浜部の景観を生かし、これらと調和したゆとりある住宅地と別荘地、観光商業・レクリエーション施設の集積を図る。</p>



新

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、近年、人口は減少傾向に転じており、今後もその減少傾向が継続されるものと予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断されるが、今後、成田空港の更なる機能強化による人口増加が期待されている。

以上のことから、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとする。

旧

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、近年は人口が減少傾向にあり、今後もその傾向が継続するものと予測されることから、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

以上のことから、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 都市づくりの基本方針

##### ① 集約型都市構造に関する方針

都市機能と公共サービスが既に一定程度集積している横芝駅周辺地区、役場や東陽病院周辺地区の都市拠点については、周辺地域への住宅機能の無秩序な拡散を抑制するとともに、既存の都市機能と公共サービスの維持・充実を図り、利便性と拠点性の高い集約型都市構造の維持・充実を目指す。

北部及び南部地域の小学校（日吉小、上堺小、白浜小）を中心とする公共施設が比較的多く集積している地区については、生活交流拠点として、地域住民の日常的に必要な都市機能と公共サービスの維持・充実を図り、持続可能な生活環境の形成を図る。

また、バス等の公共交通を基本とする交通ネットワークにより、都市拠点と生活交流拠点を相互に連携させる集約型都市構造の形成を図る。

併せて、超高齢社会に対応し、高齢者等が多く集まる拠点地区を中心として、段差の解消等によるバリアフリー化の推進、空地等を活用したベンチの設置及びユニバーサルデザインの普及を図ることにより、高齢者等の人にやさしい都市づくりを推進する。

##### ② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

圏央道・松尾横芝インターチェンジ、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジの周辺地域においては、広域道路ネットワークの整備効果を生かし、周辺の農地や自然環境に配慮しながら、地域振興に資する業務機能等の計画的な誘導・集積を図る。

##### ③ 都市の防災及び減災に関する方針

地震や津波、火災をはじめ、様々な災害に対して、被害を最小限に抑えるための都市基盤整備や迅速な避難を図るための体制づくり等、地域防災力の向上により、災害に強い都市づくりを推進する。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等抑制に努める。

市街地部においては、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、排水施設の整備に努める。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 都市づくりの基本方針

##### ① 集約型都市構造に関する方針

都市機能と公共サービスが既に一定程度集積している横芝駅周辺地区、役場や東陽病院周辺地区の都市拠点については、周辺地域への住宅機能の無秩序な拡散を抑制するとともに、既存の都市機能と公共サービスの維持・充実を図り、利便性と拠点性の高い集約型都市構造の維持・充実を目指す。

北部及び南部地域の小学校（大総小、日吉小、南条小、上堺小、白浜小）を中心とする公共施設が比較的多く集積している地区については、生活交流拠点として、地域住民の日常的に必要な都市機能と公共サービスの維持・充実を図り、持続可能な生活環境の形成を図る。

また、バス等の公共交通を基本とする交通ネットワークにより、都市拠点と生活交流拠点を相互に連携させる集約型都市構造の形成を図る。

併せて、超高齢社会に対応し、高齢者等が多く集まる拠点地区を中心として、段差の解消等によるバリアフリー化の推進、空地等を活用したベンチの設置及びユニバーサルデザインの普及を図ることにより、高齢者等の人にやさしい都市づくりを推進する。

##### ② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

圏央道・松尾横芝インターチェンジ、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジの周辺地域においては、広域道路ネットワークの整備効果を生かし、周辺の農地や自然環境に配慮しながら、地域振興に資する業務機能等の計画的な誘導・集積を図る。

##### ③ 都市の防災及び減災に関する方針

地震や津波、火災をはじめ、様々な災害に対して、被害を最小限に抑えるための都市基盤整備や迅速な避難を図るための体制づくり等、地域防災力の向上により、災害に強い都市づくりを推進する。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等抑制に努める。

市街地部においては、都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、排水施設の整備に努める。

新	旧
<p>また、地震発生等に伴う火災発生時の延焼被害の拡大を防止するため、既成市街地における都市計画道路等幹線道路の整備とその沿道建築物の不燃化対策の促進などにより延焼遮断機能の強化を図る。地震による液状化現象が想定される区域においては、液状化対策に努める。</p> <p>九十九里沿岸の津波対策については、津波避難場所や避難路の整備等に努め、併せて海岸堤防や海岸保安林等の整備促進を図る。</p> <p><b>④ 低炭素型都市づくりに関する方針</b></p> <p>都市の低炭素化に向け、コンパクトな集約型都市構造の形成と併せ、公共交通機関の維持・充実等により、日常生活における移動手段として自動車に過度に依存しない環境負荷を低減する都市づくりを推進する。</p> <p>また、低炭素型都市づくりの一環として、市街地部を中心として、栗山川における親水空間の形成や公共施設の緑化推進を図るとともに、開発行為等の機会を生かした公園・緑地の創出や、住民との協働により緑の保全・創出を図り、環境と共生し潤いと安らぎのある都市づくりを推進する。</p>	<p>また、地震発生等に伴う火災発生時の延焼被害の拡大を防止するため、既成市街地における都市計画道路等幹線道路の整備とその沿道建築物の不燃化対策の促進などにより延焼遮断機能の強化を図る。地震による液状化現象が想定される区域においては、液状化対策に努める。</p> <p>九十九里沿岸の津波対策については、津波避難場所や避難路の整備等に努め、併せて海岸堤防や海岸保安林等の整備促進を図る。</p> <p><b>④ 低炭素型都市づくりに関する方針</b></p> <p>都市の低炭素化に向け、コンパクトな集約型都市構造の形成と併せ、公共交通機関の維持・充実等により、日常生活における移動手段として自動車に過度に依存しない環境負荷を低減する都市づくりを推進する。</p> <p>また、低炭素型都市づくりの一環として、市街地部を中心として、栗山川における親水空間の形成や公共施設の緑化推進を図るとともに、開発行為等の機会を生かした公園・緑地の創出や、住民との協働により緑の保全・創出を図り、環境と共生し潤いと安らぎのある都市づくりを推進する。</p>
<p><b>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>① 主要用途の配置の方針</b></p> <p><b>a 商業・業務地</b></p> <p>ア. 横芝駅南口地区 本区域の玄関口・顔としての個性ある街づくりのため駅前市街地としての整備を図る。</p> <p>イ. 横芝駅西地区 交通条件と立地条件を生かした広域商業地として位置付け、広域的サービスを提供する商業・業務・サービス施設が集積する土地利用を図る。</p> <p>ウ. 一般県道横芝停車場白浜線、主要地方道横芝上堺線沿道地区 既存商店街を沿道商業地として位置付け、日常（近隣）サービス型の商業・業務・サービス施設が集積する土地利用を図る。</p> <p>エ. <u>銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区</u> 複合拠点として、地域特性を踏まえた商業・業務施設が集積する土地利用を図る。</p>	<p><b>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>① 主要用途の配置の方針</b></p> <p><b>a 商業・業務地</b></p> <p>ア. 横芝駅南口地区 本区域の玄関口・顔としての個性ある街づくりのため駅前市街地としての整備を図る。</p> <p>イ. 横芝駅西地区 交通条件と立地条件を生かした広域商業地として位置付け、広域的サービスを提供する商業・業務・サービス施設が集積する土地利用を図る。</p> <p>ウ. 一般県道横芝停車場白浜線、主要地方道横芝上堺線沿道地区 既存商店街を沿道商業地として位置付け、日常（近隣）サービス型の商業・業務・サービス施設が集積する土地利用を図る。</p>

新	旧
<p><u>オ. 沿岸地区</u> 未利用の公有地を活用し、観光振興・雇用促進・経済発展のための土地利用を図る。</p> <p><b>b 工業地</b> ア. 横芝工業団地、ひかり工業団地 成田国際空港や圏央道・松尾横芝インターチェンジ、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジへの近接性を生かして、本区域の産業拠点として、引き続き、良好な工業環境の保全・育成を図る。 イ. <u>銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区</u> 複合拠点として、インターチェンジへの近接性を生かし、周辺環境と調和した工業系の土地利用を図る。 ウ. 国道126号沿道及び北清水地区 既存工業施設が立地・集積している地区であり、今後は広域交通とのアクセス路の整備拡充などにより、交通利便性が高く周辺環境と調和する工業地の形成を図る。 エ. 東陽病院東側地区 環境の悪化をもたらす恐れのない安全な工業地として住宅地との共存に配慮した土地利用を図る。</p> <p><b>c 流通業務地</b> 銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区を複合拠点とし、広域交通への優れたアクセス性を生かし、雇用や定住促進により地域活性化を図るため、物流・加工産業等の計画的な誘導に努める。</p> <p><b>d 住宅地</b> ア. 国道126号、主要地方道横芝下総線、主要地方道横芝上堺線沿道地区 横芝駅に近接し、主要幹線道路に面する利便性から、一定規模の商業・業務・沿道サービス施設等が立地する住宅地が形成されている。引き続き、周辺環境・景観との調和に配慮した沿道サービス住宅地として配置する。 イ. 横芝駅南側沿道商業地隣接地区 駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地であり、戸建て住宅のほか、低層集合住宅も含む住宅地の<u>保全</u>・形成を図る。 ウ. 古川地区、栗山地区の一部及び横芝小学校周辺地区 田園集落や自然に囲まれた、戸建て住宅を主体として<u>周辺環境と調和</u></p>	<p><b>b 工業地</b> ア. 横芝工業団地、ひかり工業団地 成田国際空港や圏央道・松尾横芝インターチェンジ、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジへの近接性を生かして、本区域の産業拠点として、引き続き、良好な工業環境の保全・育成を図る。</p> <p>イ. 国道126号沿道及び北清水地区 既存工業施設が立地・集積している地区であり、今後は広域交通とのアクセス路の整備拡充などにより、交通利便性が高く周辺環境と調和する工業地の形成を図る。 ウ. 東陽病院東側地区 環境の悪化をもたらす恐れのない安全な工業地として住宅地との共存に配慮した土地利用を図る。</p> <p><b>c 流通業務地</b> 銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺地区を<u>新産業拠点と位置付け</u>、広域交通への優れたアクセス性を生かし、雇用や定住促進により地域活性化を図るため、物流・加工産業等の計画的な誘導に努める。</p> <p><b>d 住宅地</b> ア. 国道126号、主要地方道横芝下総線、主要地方道横芝上堺線沿道地区 横芝駅に近接し、主要幹線道路に面する利便性から、一定規模の商業・業務・沿道サービス施設等が立地する住宅地が形成されている。引き続き、周辺環境・景観との調和に配慮した沿道サービス住宅地として配置する。 イ. 横芝駅南側沿道商業地隣接地区 駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地であり、戸建て住宅のほか、低層集合住宅も含む住宅地の形成を図る。 ウ. 古川地区、栗山地区の一部及び横芝小学校周辺地区 田園集落や自然に囲まれ、戸建て住宅を主体として<u>良好な住環境を有す</u></p>

新	旧
<p>た住宅地として配置する。</p> <p>エ. 栗山地区 戸建て住宅、中小工場が混在して立地している地区であるが、さらなる用途混在を防ぐなどし、住環境の<u>保全・形成</u>を図る。</p> <p>オ. 主要地方道飯岡一宮線沿道地区 海浜住宅地として戸建て住宅のほか、別荘や観光宿泊施設等が立地する地区であり、今後も多様で魅力ある住環境の形成を図る。</p> <p>カ. 役場・図書館周辺地区 役場・図書館に隣接する利便性の高い住宅地であり、戸建て住宅のほか、低層集合住宅も含む住宅地の形成を図る。</p> <p>キ. 光小学校周辺地区・木戸尾垂地区 幹線道路沿いに形成された住宅地であり、引き続き、大規模な店舗や事務所の立地を制限しつつ、住環境の<u>保全・形成</u>を図る。</p>	<p>る住宅地として配置する。</p> <p>エ. 栗山地区 戸建て住宅、中小工場が混在して立地している地区であるが、さらなる用途混在を防ぐなどし、<u>良好な住環境</u>の形成を図る。</p> <p>オ. 主要地方道飯岡一宮線沿道地区 海浜住宅地として戸建て住宅のほか、別荘や観光宿泊施設等が立地する地区であり、今後も多様で魅力ある住環境の形成を図る。</p> <p>カ. 役場・図書館周辺地区 役場・図書館に隣接する利便性の高い住宅地であり、戸建て住宅のほか、低層集合住宅も含む住宅地の形成を図る。</p> <p>キ. <u>東陽</u>小学校周辺地区・木戸尾垂地区 幹線道路沿いに形成された住宅地であり、引き続き、大規模な店舗や事務所の立地を制限しつつ、住環境の<u>保全・形成</u>を図る。</p>
<p><u>特に、航空機騒音障害防止地区に指定している住宅地については、現状の生活環境に配慮し、住環境の保全に努める。</u></p>	
<p>② <b>特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針</b></p> <p>ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 住宅地については、都市基盤施設の整備を推進するとともに、未利用地の計画的宅地化の誘導や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等の適正管理に向けた対策等を進めることにより、良好な居住環境の形成を図る。 土地利用の誘導にあたっては、空き家や低未利用地を活用し、虫食い状の開発を未然に防止するなど、合理的で良好な土地利用を図る。 なお、工業施設の立地が進んでいる周辺市街地（栗山地区の主要地方道横芝上堺線沿道一帯）については生産環境との調和、また、海浜市街地（主要地方道飯岡一宮線、及び同バイパスの沿道）については観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全を図る。</p> <p>イ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 北部丘陵部の樹林地、特に殿塚・姫塚周辺及び坂田城址周辺の斜面緑地等については本区域の貴重な風致を呈する地区として保全を図る。</p>	<p>② <b>特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針</b></p> <p>ア. 居住環境の改善又は維持に関する方針 住宅地については、都市基盤施設の整備を推進するとともに、未利用地の計画的宅地化の誘導や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家等の適正管理に向けた対策等を進めることにより、良好な居住環境の形成を図る。 土地利用の誘導にあたっては、空き家や低未利用地を活用し、虫食い状の開発を未然に防止するなど、合理的で良好な土地利用を図る。 なお、工業施設の立地が進んでいる周辺市街地（栗山地区の主要地方道横芝上堺線沿道一帯）については生産環境との調和、また、海浜市街地（主要地方道飯岡一宮線、及び同バイパスの沿道）については観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全を図る。</p> <p>イ. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 市街地内や集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等は身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。 北部丘陵部の樹林地、特に殿塚・姫塚周辺及び坂田城址周辺の斜面緑地等については本区域の貴重な風致を呈する地区として保全を図る。</p>

新	旧
<p>ウ. 優良な農地との健全な調和に関する方針 大総地域の平地部及び横芝地域の市街地・上堺地域の海岸部を除く地区、篠本、新井地区及び宮川東部地区並びに木戸地区等の一団性を持つ農地は、本区域にとって貴重な優良農地であり、今後とも農用地として保全を図り、農業生産基盤の整備を進める。</p> <p>エ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 高谷川、栗山川沿いに一帯の集団農地があり、溢水や冠水などによる災害の発生の恐れがあるので、当面、災害防止上保全すべき地区とする。 急傾斜地など土砂災害の恐れがある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</p> <p>オ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵地の斜面林・樹林地等については、都市的土地利用との調整を図りながら、保全の規制や助成等の方策を検討し、住民の協力を得ながら守り育てるものとする。 松林と美しい海岸線による優れた自然景観を有する九十九里海岸の県立九十九里自然公園区域の保全を図る。また、これらの本区域の骨格的緑地をつなぐ栗山川とその河川緑地はサケや水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える優れた自然環境であり、保全・活用に努める。</p> <p>カ. <u>成田国際空港周辺の土地利用に関する対応方針</u> <u>成田国際空港周辺地域において、「航空機騒音対策基本方針」に基づき航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音防止特別地区を定めることによって、航空機による騒音障害の防止に配慮した適正かつ合理的な土地利用に努めるとともに、空港の更なる機能強化や広域道路ネットワークの整備に伴う開発需要を適切に受け止め、計画的な産業機能の形成を図るなど、健全で調和のとれた地域振興を進める。</u></p>	<p>ウ. 優良な農地との健全な調和に関する方針 大総地域の平地部及び横芝地域の市街地・上堺地域の海岸部を除く地区、篠本、新井地区及び宮川東部地区並びに木戸地区等の一団性を持つ農地は、本区域にとって貴重な優良農地であり、今後とも農用地として保全を図り、農業生産基盤の整備を進める。</p> <p>エ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針 高谷川、栗山川沿いに一帯の集団農地があり、溢水や冠水などによる災害の発生の恐れがあるので、当面、災害防止上保全すべき地区とする。 急傾斜地など土砂災害の恐れがある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</p> <p>オ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 良好な自然環境を形成している北部丘陵地の斜面林・樹林地等については、都市的土地利用との調整を図りながら、保全の規制や助成等の方策を検討し、住民の協力を得ながら守り育てるものとする。 松林と美しい海岸線による優れた自然景観を有する九十九里海岸の県立九十九里自然公園区域の保全を図る。また、これらの本区域の骨格的緑地をつなぐ栗山川とその河川緑地はサケや水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える優れた自然環境であり、保全・活用に努める。</p>

新	旧
<p>3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域道路ネットワークとして圏央道、銚子連絡道路等の整備促進        広域的なアクセス機能を担う銚子連絡道路・横芝光インターチェンジと接続し、南北に延びる区域内を一体化し、かつ、一層便利に結ぶよう幹線道路網体系の整備を図る。これらの道路整備に当たっては、子供・高齢者・身体障害者等の交通弱者の利便に配慮していくものとする。        また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減させ、低炭素の都市づくりを進めるために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や、鉄道や循環バス等の利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮しアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。        さらに、地域内については都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と合わせて地域の回遊性を高め、内部交流の充実を図る主要幹線ネットワークの実現を図る。        上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。</li> <li>・広域交通軸やインターチェンジの整備を踏まえた都市交通軸の強化        本区域では、圏央道、銚子連絡道路などの広域交通軸が整備・計画されており、成田・つくば等の周辺核都市をはじめ、首都圏との広域的な交流・連携が期待されている。このため、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。        本区域北部では国道296号を、中央部では国道126号を、南部では主要地方道飯岡一宮線を、周辺地域との連絡を主として分担する主要幹線道路として位置付け、これにふさわしい道路機能の整備を図る。</li> <li>・都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備        都市内においては県道のバイパス整備により交通環境の改善が図られつつあるが、今後さらに、これらのバイパスや既存道路網、都市交通軸を生かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交</li> </ul>	<p>3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域道路ネットワークとして圏央道、銚子連絡道路等の整備促進        広域的なアクセス機能を担う銚子連絡道路・横芝光インターチェンジと接続し、南北に延びる区域内を一体化し、かつ、一層便利に結ぶよう幹線道路網体系の整備を図る。これらの道路整備に当たっては、子供・高齢者・身体障害者等の交通弱者の利便に配慮していくものとする。        また、観光地に集中する自動車の渋滞や、排気ガスなどによる環境への影響を低減させ、低炭素の都市づくりを進めるために、広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の整備や、鉄道や循環バス等の利便性の向上など公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮しアクセシビリティに優れた交通体系の整備を図る。        さらに、地域内については都市計画道路の整備促進や拡充を図るとともに、国県道の整備と合わせて地域の回遊性を高め、内部交流の充実を図る主要幹線ネットワークの実現を図る。        上記の広域的な交通体系整備の方針を踏まえ、本区域の交通体系の整備の基本方針は、以下のとおりとする。</li> <li>・広域交通軸やインターチェンジの整備を踏まえた都市交通軸の強化        本区域では、圏央道、銚子連絡道路などの広域交通軸が整備・計画されており、成田・つくば等の周辺核都市をはじめ、首都圏との広域的な交流・連携が期待されている。このため、広域交通軸と連携する都市交通軸の強化を図る。        本区域北部では国道296号を、中央部では国道126号を、南部では主要地方道飯岡一宮線を、周辺地域との連絡を主として分担する主要幹線道路として位置付け、これにふさわしい道路機能の整備を図る。</li> <li>・都市の利便性と一体性を高める生活軸（補助幹線道路）の体系的整備        都市内においては県道のバイパス整備により交通環境の改善が図られつつあるが、今後さらに、これらのバイパスや既存道路網、都市交通軸を生かした体系的道路整備により、都市拠点や都市全体の一体性を高め交</li> </ul>

新	旧
<p>通環境の向上を図る。また、交通結節点としての横芝駅は今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る必要がある、総合的なまちづくりの観点から整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり           <p>様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素としての視点から、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。また、栗山川を軸とした歩行者用、自転車用通路の整備を推進する。</p> <p>なお、長期未着手の都市計画道路の見直しについては、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> </li> </ul> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>【道路】</b></p> <p>都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.9km/km<sup>2</sup>（平成27年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。</p> <p><b>【駐車場】</b></p> <p>駐車場需要の高い横芝駅周辺地区においては、空き地等を活用し公共的駐車場施設の確保を図るとともに、今後とも適切な維持管理を行っていく。</p> <p><b>b 主要な施設の配置の方針</b></p> <p>ア. 道路</p> <p><b>【主要幹線道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線           <p>東京都市圏の主要な都市や、成田国際空港、羽田空港等を結ぶ広域交通軸であり、本区域の活力ある都市づくりを推進するため、整備を促進する。</p> </li> <li>都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線           <p>圏央道と銚子方面とを広域的に結ぶ路線であり、早期整備を促進する。</p> </li> <li>都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線           <p>千葉方面及び銚子方面への東西方向の広域的な都市間を連絡する道路であり、また、本区域の都市拠点を通る主要な骨格道路として、整備を図る。</p> </li> </ul>	<p>通環境の向上を図る。また、交通結節点としての横芝駅は今後の市街化の進展に対応して、ターミナル機能の充実と利便性の向上を図る必要がある、総合的なまちづくりの観点から整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者に優しく、憩いの空間としての道づくり           <p>様々な立場の歩行者への配慮や街並みの重要な景観要素としての視点から、歩行者空間の充実や水や緑の拠点とのネットワーク化により、質の高い道づくりを促進する。また、栗山川を軸とした歩行者用、自転車用通路の整備を推進する。</p> <p>なお、長期未着手の都市計画道路の見直しについては、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> </li> </ul> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>【道路】</b></p> <p>都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.7km/km<sup>2</sup>（平成22年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。</p> <p><b>【駐車場】</b></p> <p>駐車場需要の高い横芝駅周辺地区においては、空き地等を活用し公共的駐車場施設の確保を図るとともに、今後とも適切な維持管理を行っていく。</p> <p><b>b 主要な施設の配置の方針</b></p> <p>ア. 道路</p> <p><b>【主要幹線道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線           <p>東京都市圏の主要な都市や、成田国際空港、羽田空港等を結ぶ広域交通軸であり、本区域の活力ある都市づくりを推進するため、整備を促進する。</p> </li> <li>都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線           <p>千葉方面及び銚子方面への東西方向の広域的な都市間を連絡する道路であり、また、本区域の都市拠点を通る主要な骨格道路として、整備を図る。</p> </li> </ul>



新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線 九十九里海岸地域の広域交通の円滑化を図るとともに、本区域海岸部の市街地の骨格道路として配置し、スムーズな流れの確保と観光客及び地域住民の安全を確保するため、整備を図る。</li> <li>【幹線道路】</li> <li>・都市計画道路3・5・2号坂田北清水線、都市計画道路3・5・3号今切東雲線 栗山川西側地域の骨格を構成する都市交通軸として、また、都市拠点の西側の外郭を構成する骨格道路として、圏央道・松尾横芝インターチェンジや国道296号等広域交通軸へのアクセス性を強化するとともに、都市拠点内における渋滞の緩和等の交通環境の改善と回遊性の創出を図るため、整備を促進する。</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線 横芝駅南口及び周辺市街地の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。なお、横芝駅南口駅前広場を設ける。</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線 栗山川東側地域の骨格を構成する都市交通軸として、また、都市拠点の東側の外郭を構成する骨格道路として、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジや国道296号等広域交通軸へのアクセス性を強化するとともに、都市拠点内における渋滞の緩和等の交通環境の改善と回遊性の創出を図るため、整備を促進する。</li> <li>・都市計画道路3・5・6号橋場古屋線 宮川地区の住宅市街地における南北方向の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。</li> <li>・都市計画道路3・5・10号橋場鶴巻線 区域の中心部から幹線道路に連絡し、宮川地区の住宅市街地における東西方向の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。</li> <li>・都市計画道路3・5・11号向田関下線 保健福祉医療拠点に連絡する道路で広域的な医療の充実を図るための役割を担うとともに市街地形成を図る道路として配置し、整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線 九十九里海岸地域の広域交通の円滑化を図るとともに、本区域海岸部の市街地の骨格道路として配置し、スムーズな流れの確保と観光客及び地域住民の安全を確保するため、整備を図る。</li> <li>【幹線道路】</li> <li>・都市計画道路3・5・2号坂田北清水線、都市計画道路3・5・3号今切東雲線 栗山川西側地域の骨格を構成する都市交通軸として、また、都市拠点の西側の外郭を構成する骨格道路として、圏央道・松尾横芝インターチェンジや国道296号等広域交通軸へのアクセス性を強化するとともに、都市拠点内における渋滞の緩和等の交通環境の改善と回遊性の創出を図るため、整備を促進する。</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線 横芝駅南口及び周辺市街地の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。なお、横芝駅南口駅前広場を設ける。</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線 栗山川東側地域の骨格を構成する都市交通軸として、また、都市拠点の東側の外郭を構成する骨格道路として、銚子連絡道路・横芝光インターチェンジや国道296号等広域交通軸へのアクセス性を強化するとともに、都市拠点内における渋滞の緩和等の交通環境の改善と回遊性の創出を図るため、整備を促進する。</li> <li>・都市計画道路3・5・6号橋場古屋線 宮川地区の住宅市街地における南北方向の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。</li> <li>・都市計画道路3・5・10号橋場鶴巻線 区域の中心部から幹線道路に連絡し、宮川地区の住宅市街地における東西方向の骨格を構成する道路として配置し、整備を図る。</li> <li>・都市計画道路3・5・11号向田関下線 保健福祉医療拠点に連絡する道路で広域的な医療の充実を図るための役割を担うとともに市街地形成を図る道路として配置し、整備を図る。</li> </ul>

新	旧								
<p><b>c 主要な施設の整備目標</b></p> <p>おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要な施設</th> <th style="width: 80%;">名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">道 路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。</p> <p><b>② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>a 基本方針</b></p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>本区域では未浄化の生活排水の排出により、栗山川などの河川、用水路等の汚濁への対応が大きな課題となっている。また、今後、市街化の進展が予想されることから、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。</p> <p>さらに、今後も市街化の進展による雨水等排水の流出量増加が予想されることから、治水上の安全確保のため、より一層の河川整備が求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。</p> <p>また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全とともに、総合的な流出抑制策を講じる。</p> <p><b>【下水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。</li> </ul>	主要な施設	名称等	道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><u>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</u></p> <p style="text-align: center;">圏央道と銚子方面とを広域的に結ぶ路線であり、早期整備を促進する。</p> <p><b>c 主要な施設の整備目標</b></p> <p>おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主要な施設</th> <th style="width: 80%;">名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">道 路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。</p> <p><b>② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</b></p> <p><b>a 基本方針</b></p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>本区域では未浄化の生活排水の排出により、栗山川などの河川、用水路等の汚濁への対応が大きな課題となっている。また、今後、市街化の進展が予想されることから、居住環境の保全・向上の面における公衆衛生の保持、安全で快適な生活環境の確保がより一層求められている。</p> <p>さらに、今後も市街化の進展による雨水等排水の流出量増加が予想されることから、治水上の安全確保のため、より一層の河川整備が求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の市街化の進展や土地利用動向に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。</p> <p>また、降雨時の雨水流出を抑制するため、森林や農地の保全とともに、総合的な流出抑制策を講じる。</p> <p><b>【下水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。</li> </ul>	主要な施設	名称等	道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul>
主要な施設	名称等								
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul>								
主要な施設	名称等								
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路1・3・1号首都圏中央連絡自動車道線</li> <li>・都市計画道路3・5・1号横芝光国道126号線</li> <li>・都市計画道路3・5・4号尾垂東雲線</li> <li>・都市計画道路3・4・5号横芝駅前線</li> <li>・都市計画道路3・5・8号橋場宮内線</li> <li>・都市計画道路3・6・12号銚子連絡道路線</li> </ul>								

新	旧								
<p><b>【河川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域は二級河川の栗山川とその支流の高谷川があり、治水・利水両面において重要な役割を担っている。しかしながら、豪雨時には家屋や農地に浸水などの被害が発生しており、被害を軽減するため河川の改修を図るとともに、民間の宅地開発等に際しては、保水・遊水機能等の確保による雨水の流出量の抑制に努める。</li> <li>・栗山川はサケの遡上する河川として、また、水辺空間として本区域の貴重な自然資源であるため、親水性や景観に配慮した潤いのある整備を図る。</li> </ul> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>【下水道】</b>          汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。</p> <p><b>【河川】</b>          本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定める計画規模に基づき整備を図る。</p> <p><b>b 主要な施設の配置の方針</b></p> <p>ア. 下水道          汚水処理施設については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。雨水については既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。</p> <p>イ. 河川          栗山川は、既に河川改修事業を実施中であり、今後もこれを促進する。</p> <p><b>c 主要な施設の整備目標</b>          おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 1225 902 1305"> <thead> <tr> <th>都市施設</th> <th>名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td> <td>・二級河川 栗山川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。</p>	都市施設	名称等	河川	・二級河川 栗山川	<p><b>【河川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本区域は二級河川の栗山川とその支流の高谷川があり、治水・利水両面において重要な役割を担っている。しかしながら、豪雨時には家屋や農地に浸水などの被害が発生しており、被害を軽減するため河川の改修を図るとともに、民間の宅地開発等に際しては、保水・遊水機能等の確保による雨水の流出量の抑制に努める。</li> <li>・栗山川はサケの遡上する河川として、また、水辺空間として本区域の貴重な自然資源であるため、親水性や景観に配慮した潤いのある整備を図る。</li> </ul> <p>イ. 整備水準の目標</p> <p><b>【下水道】</b>          汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。</p> <p><b>【河川】</b>          本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定める計画規模に基づき整備を図る。</p> <p><b>b 主要な施設の配置の方針</b></p> <p>ア. 下水道          汚水処理施設については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。雨水については既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。</p> <p>イ. 河川          栗山川は、既に河川改修事業を実施中であり、今後もこれを促進する。</p> <p><b>c 主要な施設の整備目標</b>          おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1294 1225 1955 1305"> <thead> <tr> <th>都市施設</th> <th>名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td> <td>・二級河川 栗山川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。</p>	都市施設	名称等	河川	・二級河川 栗山川
都市施設	名称等								
河川	・二級河川 栗山川								
都市施設	名称等								
河川	・二級河川 栗山川								

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

## ① 基本方針

本区域は、北部丘陵地帯の森林、中央部の平地から南部の海岸に至る「山」、「里・街」、「海」の変化に富む自然環境を有し、これらをつなぐ栗山川もサケが遡上する川として親しまれている。これらは、本区域の自然環境の骨格をなすものであるとともに、景観上及び防災上も重要な機能を担っている。

また、市街化の進展にあわせ、身近な憩いの場や地域資源を生かした交流拠点・水や緑に親しむ場など、魅力ある都市環境の形成が求められている。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。

- ・公園緑地については、少子高齢化の進展に対応してユニバーサルデザインを導入するとともに、防災との連携や犯罪防止のデザインなど安全安心な公園緑地の整備、維持・充実を図る。

また、住民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、身近な緑と親しみ交流できるよう、多様な特徴を持つ既存公園や緑地の維持・充実と整備を進めるとともに、栗山川を軸とした水と緑のネットワークづくりを進める。

さらに、市街地部を中心として、環境と共生し都市に潤いとやすらぎを与えるよう、栗山川を中心とした親水空間の形成や公共施設の緑化を推進するとともに、住民との協働により市街地内において緑の保全・創出を図る。

- ・本区域の景観形成の基盤となる丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸といった変化に富み貴重な自然的・歴史的景観の保全・育成を図るとともに、本区域への玄関口にあたる横芝駅前線や国道 126 号沿道及び銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺を中心として、人が集まる都市拠点や緑の拠点、生活交流拠点、水と緑のネットワーク等において、本区域の魅力と個性を印象づける都市景観づくりを進める。

また、住民等との協働のもと、積極的な景観誘導施策の展開により、生活空間の質を高める美しく魅力的な景観づくりを進める。

- ・地球環境問題や身近な環境・エネルギー問題への関心の高まりに対応し、本区域の丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸の豊かな自然の保全と、利便性向上を基本とするまちづくりの両立を図るため、環境と共生する都市づくりを推進する。

そのため、栗山川を中心に既存池・沼等において親水空間ビオトープ空間等の

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

## ① 基本方針

本区域は、北部丘陵地帯の森林、中央部の平地から南部の海岸に至る「山」、「里・街」、「海」の変化に富む自然環境を有し、これらをつなぐ栗山川もサケが遡上する川として親しまれている。これらは、本区域の自然環境の骨格をなすものであるとともに、景観上及び防災上も重要な機能を担っている。

また、市街化の進展にあわせ、身近な憩いの場や地域資源を生かした交流拠点・水や緑に親しむ場など、魅力ある都市環境の形成が求められている。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を次のように進める。

- ・公園緑地については、少子高齢化の進展に対応してユニバーサルデザインを導入するとともに、防災との連携や犯罪防止のデザインなど安全安心な公園緑地の整備、維持・充実を図る。

また、住民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、身近な緑と親しみ交流できるよう、多様な特徴を持つ既存公園や緑地の維持・充実と整備を進めるとともに、栗山川を軸とした水と緑のネットワークづくりを進める。

さらに、市街地部を中心として、環境と共生し都市に潤いとやすらぎを与えるよう、栗山川を中心とした親水空間の形成や公共施設の緑化を推進するとともに、住民との協働により市街地内において緑の保全・創出を図る。

- ・本区域の景観形成の基盤となる丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸といった変化に富み貴重な自然的・歴史的景観の保全・育成を図るとともに、本区域への玄関口にあたる横芝駅前線や国道 126 号沿道及び銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺を中心として、人が集まる都市拠点や緑の拠点、生活交流拠点、水と緑のネットワーク等において、本区域の魅力と個性を印象づける都市景観づくりを進める。

また、住民等との協働のもと、積極的な景観誘導施策の展開により、生活空間の質を高める美しく魅力的な景観づくりを進める。

- ・地球環境問題や身近な環境・エネルギー問題への関心の高まりに対応し、本区域の丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸の豊かな自然の保全と、利便性向上を基本とするまちづくりの両立を図るため、環境と共生する都市づくりを推進する。

そのため、栗山川を中心に既存池・沼等において親水空間ビオトープ空間等の

新	旧
<p>維持・形成に努める。 また、航空機騒音等の公害への対応や、公共用水域の水質悪化の防止及び自然・生態系の保全に配慮した河川整備等による環境にやさしい都市づくりを進める。</p> <p>・緑地の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。 また、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を20平方メートル以上とする。</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 北部丘陵地 丘陵部の谷津田や里山については、多様な生物が生息し、豊かな生態系が形成されていることから、グリーンツーリズムや里山保全などの活動と連携し、保全と活用を図る。 イ. 栗山川沿いの緑地 栗山川については、河川整備による親水空間の形成と併せて、東西方向の幹線道路との交差点周辺において、まとまった既存樹林地の活用や桜並木の形成、レクリエーション施設・駐車場等の整備により潤いと魅力ある親水交流拠点地区の形成を促進する。 ウ. 市街地・集落地内の緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 エ. 九十九里海岸沿岸 県立九十九里自然公園内の保安林の松林は、優れた自然環境と海浜動植物の生息・生育環境となっていることから、海岸浸食対策を講じながら、適切な維持管理により保全・育成を図る。 オ. 工業地周辺 圏央道・松尾横芝インターチェンジ周辺の新規工業物流団地及び市街地内の大規模な工業施設周辺においては、既存集落や住宅地の環境保全を図るため緩衝機能として、既存樹林・緑地等の保全、緑化に努める。</p>	<p>維持・形成に努める。 また、航空機騒音等の公害への対応や、公共用水域の水質悪化の防止及び自然・生態系の保全に配慮した河川整備等による環境にやさしい都市づくりを進める。</p> <p>・緑地の確保目標水準 身近な自然環境とふれあえる生活環境を実現するため、道路、河川、公園、緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。 また、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を20平方メートル以上とする。</p> <p>② 主要な緑地の配置の方針 a 環境保全系統 ア. 北部丘陵地 丘陵部の谷津田や里山については、多様な生物が生息し、豊かな生態系が形成されていることから、グリーンツーリズムや里山保全などの活動と連携し、保全と活用を図る。 イ. 栗山川沿いの緑地 栗山川については、河川整備による親水空間の形成と併せて、東西方向の幹線道路との交差点周辺において、まとまった既存樹林地の活用や桜並木の形成、レクリエーション施設・駐車場等の整備により潤いと魅力ある親水交流拠点地区の形成を促進する。 ウ. 市街地・集落地内の緑地 まとまりのある樹林地、良好な屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。 エ. 九十九里海岸沿岸 県立九十九里自然公園内の保安林の松林は、優れた自然環境と海浜動植物の生息・生育環境となっていることから、海岸浸食対策を講じながら、適切な維持管理により保全・育成を図る。 オ. 工業地周辺 圏央道・松尾横芝インターチェンジ周辺の新規工業物流団地及び市街地内の大規模な工業施設周辺においては、既存集落や住宅地の環境保全を図るため緩衝機能として、既存樹林・緑地等の保全、緑化に努める。</p>

新	旧
<p><b>b レクリエーション系統</b></p> <p>ア. 地域全体 市街地内においては、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。</p> <p>イ. 北部地域 総合公園としてふれあい坂田池公園、光スポーツ公園を位置付け、スポーツ・レクリエーション拠点とする。 ふれあい坂田池公園については、周辺の坂田城址等とのネットワーク化により観光客も含めた交流拠点とする。 また殿塚・姫塚周辺の歴史的環境を生かした体験学習拠点として配置する。</p> <p>ウ. 中央部 市街地近傍で、かつ、区域のほぼ中央に位置する乾草沼は、貴重な昆虫や植物が生息する海跡湖であることから、沼と周辺の樹林地の自然等の風致を保全するとともに、新たな観光スポットとして駐車場・駐輪場や遊歩道、自然観察の場等の整備を推進する。また、海老川沼についても、周辺環境に配慮した土地利用を検討する。</p> <p>エ. 海浜部 光しおさい公園や民間によるサッカー場・野球場、屋形海岸、マリンピアくりやまがわ周辺を広域的レクリエーション拠点として位置付ける。</p> <p><b>c 防災系統</b></p> <p>ア. 地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。</p> <p>イ. 市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地内に体系的に確保するとともに安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。</p> <p>ウ. 海岸部 台風や津波等の被害を軽減させるため、海岸保安林の整備・育成を図る。</p>	<p><b>b レクリエーション系統</b></p> <p>ア. 地域全体 市街地内においては、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。</p> <p>イ. 北部地域 総合公園としてふれあい坂田池公園、光スポーツ公園を位置付け、スポーツ・レクリエーション拠点とする。 ふれあい坂田池公園については、周辺の坂田城址等とのネットワーク化により観光客も含めた交流拠点とする。 また殿塚・姫塚周辺の歴史的環境を生かした体験学習拠点として配置する。</p> <p>ウ. 中央部 市街地近傍で、かつ、区域のほぼ中央に位置する乾草沼は、貴重な昆虫や植物が生息する海跡湖であることから、沼と周辺の樹林地の自然等の風致を保全するとともに、新たな観光スポットとして駐車場・駐輪場や遊歩道、自然観察の場等の整備を推進する。また、海老川沼についても、周辺環境に配慮した土地利用を検討する。</p> <p>エ. 海浜部 光しおさい公園や民間によるサッカー場・野球場、屋形海岸、マリンピアくりやまがわ周辺を広域的レクリエーション拠点として位置付ける。</p> <p><b>c 防災系統</b></p> <p>ア. 地域全体 水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。</p> <p>イ. 市街地 地震火災時における安全を確保するため、公園・学校等の避難場所、防災拠点を市街地内に体系的に確保するとともに安全な避難路の整備によりネットワーク化を図る。</p> <p>ウ. 海岸部 台風や津波等の被害を軽減させるため、海岸保安林の整備・育成を図る。</p>

新	旧
<p><b>d 景観構成系統</b></p> <p>ア. 地域全体</p> <p>本区域の景観形成の基盤となる丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸といった変化に富み貴重な自然的・歴史的景観の保全・育成を図るとともに、本区域への玄関口にあたる横芝駅前線や国道126号沿道及び銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺を中心として、人が集まる都市拠点や緑の拠点、生活交流拠点、水と緑のネットワーク等において、本区域の魅力と個性を印象づける都市景観づくりを進める。</p> <p>また、住民等との協働のもと、積極的な景観誘導施策の展開により、生活空間の質を高める美しく魅力的な景観づくりを進める。</p> <p>イ. 栗山川の自然と県立九十九里自然公園</p> <p>栗山川の自然、海岸線・保安林は、本区域にとって特に貴重な自然的景観を有することから、景観軸としてその保全・育成を図るとともに、沿川部・周辺部において乱雑な景観形成や美観が損なわれる開発等を未然に防止・抑制するよう努める。</p> <p>ウ. 横芝駅前と国道126号沿道・銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺</p> <p>商業業務施設や沿道に立地する大型商業施設・沿道サービス施設の建物の色彩、広告物等について、景観コントロールを検討するとともに、季節を感じさせる地域の花木や草花等の植栽により、玄関口として本区域の魅力を感じさせる駅前景観、沿道景観の形成・誘導に努める。</p> <p>エ. 住宅地及び集落地</p> <p>既存の生垣、防風林等地域の特徴となる景観要素を生かすとともに、花いっぱい運動の推進などにより生活空間の質を高め、美しく魅力的な景観づくりを進める。</p> <p><b>e その他</b></p> <p>ア. 北部地域</p> <p>殿塚・姫塚周辺、坂田城址は緑地と一体となり歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。</p>	<p><b>d 景観構成系統</b></p> <p>ア. 地域全体</p> <p>本区域の景観形成の基盤となる丘陵、田園、栗山川、九十九里海岸といった変化に富み貴重な自然的・歴史的景観の保全・育成を図るとともに、本区域への玄関口にあたる横芝駅前線や国道126号沿道及び銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺を中心として、人が集まる都市拠点や緑の拠点、生活交流拠点、水と緑のネットワーク等において、本区域の魅力と個性を印象づける都市景観づくりを進める。</p> <p>また、住民等との協働のもと、積極的な景観誘導施策の展開により、生活空間の質を高める美しく魅力的な景観づくりを進める。</p> <p>イ. 栗山川の自然と県立九十九里自然公園</p> <p>栗山川の自然、海岸線・保安林は、本区域にとって特に貴重な自然的景観を有することから、景観軸としてその保全・育成を図るとともに、沿川部・周辺部において乱雑な景観形成や美観が損なわれる開発等を未然に防止・抑制するよう努める。</p> <p>ウ. 横芝駅前と国道126号沿道・銚子連絡道路・横芝光インターチェンジ周辺</p> <p>商業業務施設や沿道に立地する大型商業施設・沿道サービス施設の建物の色彩、広告物等について、景観コントロールを検討するとともに、季節を感じさせる地域の花木や草花等の植栽により、玄関口として本区域の魅力を感じさせる駅前景観、沿道景観の形成・誘導に努める。</p> <p>エ. 住宅地及び集落地</p> <p>既存の生垣、防風林等地域の特徴となる景観要素を生かすとともに、花いっぱい運動の推進などにより生活空間の質を高め、美しく魅力的な景観づくりを進める。</p> <p><b>e その他</b></p> <p>ア. 北部地域</p> <p>殿塚・姫塚周辺、坂田城址は緑地と一体となり歴史的・文化的資源として保全・活用を図る。</p>

新	旧
<p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p> <p>ア. 街区公園、近隣公園</p> <p>中心市街地及び新市街地や圏央道・松尾横芝インターチェンジ周辺の工業物流団地においては、開発に合わせ計画的な整備を図る。また、既存の近隣公園である栗山平和公園や光文化の森公園、光しおさい公園については、維持管理に努める。</p> <p>さらに、周辺市街地・海浜市街地の街区公園については、未利用地等の活用に努める。</p> <p>イ. 総合公園</p> <p>ふれあい坂田池公園は、近接する坂田城址及び梅林の観光農園化など周辺環境との一体性に配慮し、維持・充実に努める。また、光スポーツ公園は維持管理に努める。</p> <p>b 地域制緑地</p> <p>市街地や集落地内の良好な屋敷林、境内林については、都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定や条例による保存樹・保存樹林としての指定により積極的な保全を図る。</p> <p>また、殿塚・姫塚周辺、坂田城址周辺及び急傾斜の斜面樹林は、周辺とあわせた公園整備の他、風致地区の指定等により保全を図る。</p>	<p>③ 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p> <p>ア. 街区公園、近隣公園</p> <p>中心市街地及び新市街地や圏央道・松尾横芝インターチェンジ周辺の工業物流団地においては、開発に合わせ計画的な整備を図る。また、既存の近隣公園である栗山平和公園や光文化の森公園、光しおさい公園については、維持管理に努める。</p> <p>さらに、周辺市街地・海浜市街地の街区公園については、未利用地等の活用に努める。</p> <p>イ. 総合公園</p> <p>ふれあい坂田池公園は、近接する坂田城址及び梅林の観光農園化など周辺環境との一体性に配慮し、維持・充実に努める。また、光スポーツ公園は維持管理に努める。</p> <p>b 地域制緑地</p> <p>市街地や集落地内の良好な屋敷林、境内林については、都市緑地法に基づく緑地保全地区の指定や条例による保存樹・保存樹林としての指定により積極的な保全を図る。</p> <p>また、殿塚・姫塚周辺、坂田城址周辺及び急傾斜の斜面樹林は、周辺とあわせた公園整備の他、風致地区の指定等により保全を図る。</p>